

## 重要事項説明書

1. 商号 株式会社磯部調査事務所  
住所 東京都新宿区三栄町17番地 齊藤第二ビル2F  
電話番号 03-3353-5733  
代表者 鈴木 秀行  
登録番号 第30100300号  
登録年月日 平成22年10月8日（初回登録：平成19年6月11日）
2. 弊社は、調査業務を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令を遵守致します。
3. 弊社は、調査業務に従事する者に対し「探偵業の業務の適正化に関する法律」第10条1項を遵守するよう監督指導いたします。また、調査業務に関して作成し、又は取得した文書等についてその不正又は不当な利用を防止するため必要な措置をとります。  
「探偵業の業務の適正化に関する法律」  
第10条 探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。探偵業者の業務に従事するものでなくなった後においても、同様とする。  
2 探偵業者は、探偵業務に関して作成し、又は取得した文書、写真その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置をとらなければならない。
4. 弊社が提供することができる探偵業務の内容は弊社パンフレット記載の通りです。  
弊社は、調査結果の報告は、原則として報告書を作成することによって行います。但し、依頼者の了承を得ている場合は、その了承を得ている手段によって行うことがあります。
5. 弊社は、調査業務を他の調査業者に委託することがあります。
6. 調査業務の対価その他の当該調査業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額は契約書（若しくは見積書）記載の通りです。  
支払時期に関しては、原則として、着手前に見積額の半金をお支払い頂き、残金は調査報告書提出後遅滞なくお支払い頂くよう、お願い致します。もし、支払方法にご希望があれば担当者にご相談下さい。

7. ご依頼者は、契約成立後、調査開始の前日の午後6時までの間、理由の如何を問わず、本契約を解除することができます。この場合キャンセル料は原則として発生致しません。但し、下見をしていた場合、長時間移動を伴うため調査員が既に移動を開始していた場合等解除の通知までに発生した費用については請求させていただきます。

行動調査の場合、前日の午後6時以降、調査を開始するまでの間の解除の場合は、キャンセル料が発生致します。キャンセル料は基本調査料金の半額になります。

8. 弊社が調査に着手した後であっても、ご依頼者が調査の中止を求めた場合は、弊社はいつでも調査を中止致します。この場合、調査中止までの調査料・経費は発生致します。
9. 弊社は、調査の過程で調査員の身の危険を感じるなど、調査継続がトラブル発生に繋がると判断した場合は、やむを得ず調査を中止することがあります。この場合は、調査中止までの調査料・経費は発生致します。
10. ご依頼者が調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いようとする弊社が判断した時は、その時点で弊社は調査を中止させていただきます。調査中止までに発生した調査料・経費は請求させていただきます。
11. 調査業務に関して作成し、又は取得した資料については、弊社はご依頼者のために、5年間保存いたします。但し、保存の目的はあくまでご依頼者の便宜のためですので、ご依頼者が資料等の返却を求められる場合、あるいはその廃棄を求められる場合は、弊社はその指示に従い返却あるいはシュレッダーによる廃棄処分をする等、適切な処置を取らせて頂きます。

調査業務に関して作成し、又は取得した資料については、弊社は万全を期し、管理致します。

#### 重要事項説明担当者

私は、上記重要事項説明担当者から重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受け取りました。

平成 年 月 日

依頼者 住所

氏名